

外国為替読本

東京銀行調査部 編



東洋経済 読本シリーズ

27

外国為替讀本

東京銀行調查部 編

東洋經濟新報社

は し が き

本書は、外国為替に関する基礎知識と実務を、外国為替についてはじめて学ぶ人、外国為替業務にこれから接しようとする人々を対象に、できるだけわかりやすく解説したものである。したがって外国為替の入門書として、初心者が外国為替についての筋道を比較的ハッキリな形で、全体的に把握できるようにという狙いで書かれたものである。元来外国為替というものはすこぶる機能的なものであるから、いきおいこの種の書物は技術的な側面の説明に重点がおかれることはいうまでもないが、本書はその初歩説本的な性格から、現在の国際的な為替機構であるIMF体制やその問題点にも言及することにより、読者が外国為替について一層広い知識がえられるよう観察を加えた。

編別構成については、第一部では外国為替全般に関する基礎的および技術的解説、ならびに国際為替機構としてのIMF体制の解説を行なった。第二部では、為替実務の説明に先立ち、あらかじめ外国為替取引上のもっとも基本的な用具である外国為替手形、船積書類、信用状の三者について全般的な解説を行なった。そして第三部において、為替銀行の通常の業務分課にしたがい、輸出為替、送金為替、輸入為替など本来の為替実務をできるかぎり系統的に説明した。これによって、一般に外国為替取引が銀行を通じてどのような仕組みと順序によって処理されるかの大筋が理解願えるものと信じている。

本書の執筆は第一部を外国総務部為替課と調査部が担当し、第二部及び第三部を外為業務室の西川卓夫、三浦器先、富田泰英、松本方晴、営業部の白石義治の諸兄が分担した。もちろん執筆にあたっては東京銀行本店の第一線に

活躍される多くの方々の協力をえたのであり、これにより本書の内容に一層の正確さと信頼性を加ええたものと思う。

終りに出版に関し種々御世話になった東洋経済新報社の徳地典孝氏に対し、深く謝意を表する。

昭和四四年六月

東京銀行調査部長 竹内 一郎

〔追記〕

先進諸国間の為替レートの変更、変動相場制への移行に伴い、第一部につき若干の加筆・修正を行なった。

昭和四八年八月

目次

はしがき

第一部 外国為替概論

第一章 外国為替の意義

第一節 外国為替とは

第二節 外国為替のしくみ

第三節 国際収支

一 經常収支(一六) 二 資本収支(一六) 三 金融勘定(一七)

第二章 外国為替相場

第一節 外国為替相場の意義、変動、機能

第二節 外国為替相場の建て方

第三節 外国為替相場の種類

一 対顧客相場と市場相場 (二五)	二 直物相場と先物相場 (二六)	三 対顧客相場の種類 (二七)
(二八) 四 基準相場、クロスレート、裁定相場 (三二)		
第四節 外国為替相場の均衡体系		三
第五節 現行外国為替相場の決め方		三五
一 相場決定上の制約 (三六)	二 国内インターバンク相場 (三七)	三 直物対顧客相場 (三七)
四 先物対顧客相場 (三八)		
第三章 外国為替市場		四〇
第一節 市場の定義および機能		四〇
一 市場の定義 (四〇)	二 外国為替市場の場所的広がりと時間的連続性 (四一)	三 外国為替市場の構成と機能 (四二)
第二節 国内市場		四四
第三節 国際市場		四六
一 国際市場の現代的意義 (四六)	二 海外市場の実態 (四七)	
第四章 外国為替持高と操作		五〇
第一節 外国為替持高		五〇
第二節 為替操作		五二
一 為替操作の意義 (五二)	二 為替持高操作 (五三)	三 為替資金操作 (五四)
操作の方法 (五五)	四 為替	
第三節 外国為替損益		五六

第五章 IMF体制の現状と動向……………六九

第一節 IMF体制の内容……………六九

一 為替相場の安定と調整(七〇) 二 為替諸制限の撤廃(七二) 三 外貨資金の供与(七三)

四 IMFの一般借入取決め(七四)

第二節 SDR制度の創設……………七三

一 問題の所在(七三) 二 SDR制度の内容(七五) 三 SDRの取引価値(七六)

第二部 外国為替の手段

第一章 外国為替手形……………七五

第一節 外国為替手形の意義とその準拠法……………七五

一 外国為替手形の意義(七五) 二 外国為替手形の準拠法(七六)

第二節 為替手形の振出し……………七六

一 為替手形の形式(七六) 二 為替手形の記載事項(七八)

第三節 為替手形の裏書き……………七六

一 裏書きの効力(七八) 二 裏書きの形式(七八)

第四節 為替手形の引受け……………二二

一 引受けの効力とその形式(二三) 二 呈示の期間および場所(二三) 三 単純引受けと不
単純引受け(二三) 四 組手形の引受け(二四)

第五節 為替手形の支払い……………二四

第六節 為替手形の引受け、支払いの拒絶と遡及	二七
------------------------	----

第二章 船積書類	二九
----------	----

第一節 荷為替手形	二九
-----------	----

一 荷為替手形の意義 (二九)	二 D/AまたはD/P手形 (三三)
-----------------	--------------------

第二節 船積書類	三三
----------	----

一 船積書類の意義 (三三)	二 船積書類の重要性 (三三)
----------------	-----------------

第三節 船荷証券	三四
----------	----

一 船荷証券の概念 (三四)	二 船荷証券の免責約款 (三〇)	三 船荷証券の分類 (三三)
四 船荷証券点検上銀行側の注意すべき諸点 (三六)	五 船荷証券以外の積出書類 (三九)	

第四節 保険証券	四〇
----------	----

一 保険証券の概念 (四〇)	二 保険会社の担保危険と担保損害 (四四)	三 海上保険証券につき銀行側の注意すべき諸点 (四五)
----------------	-----------------------	-----------------------------

第五節 送状	四五
--------	----

一 送状の分類 (四五)	二 商業送状の役割 (五〇)	三 信用状条件と送状 (五二)
第六節 その他の船積書類	五二	

第三章 信用状	五三
---------	----

第一節 信用状の機能	五三
------------	----

第二節 信用状の沿革	五五
------------	----

第三節 信用状の当事者とその法律関係	五七
--------------------	----

一 信用状の当事者 (一七六)	三
二 信用状の法的性質 (一七〇)	三
三 当事者間の法律関係 (一七三)	三
第四節 信用状の種類	一八〇
第五節 信用状統一規則	一八五
第三部 輸出入送金実務	
第一章 輸出為替	一九一
第一節 輸出信用状の実務	一九九
一 信用状の形式、条件、解釈 (一九九)	
二 信用状の通知 (二〇〇)	
三 信用状の条件変更および取消し (二〇三)	
四 信用状の確認 (二〇〇)	
五 信用状の譲渡 (二〇四)	
六 受益者による信用状の内容点検 (二〇五)	
第二節 輸出とその代金決済方法	二〇六
第三節 買為替事務	二一〇
一 荷為替手形約定書の差入れ (二一〇)	
二 担保の徴収 (二一一)	
三 荷為替手形の買取り (二一五)	
第四節 故障手形の処理	二一七
一 故障発生の原因 (二一七)	
二 故障発生防止 (二一八)	
三 故障処理 (二一九)	
第五節 代金取立手形	二二三
一 代金取立手形の意義 (二二三)	
二 代金取立事務 (二二三)	
第二章 輸入為替	二二七
第一節 輸入信用状の実務	二三〇

一 信用狀開設の準備 (三三七)	二 信用狀発行依頼書の記載方法 (三三四)	三 信用狀の開設 (三三九)
------------------	-----------------------	----------------

第二節 輸入為替	三三
----------------	----

一 輸入為替の概念 (三三三)	二 輸入為替の形態 (三三四)	三 信用狀付き取立為替の決済 (三三五)
四 代金取立手形の決済 (三三六)	五 輸入手形の故障 (三三七)	

第三節 輸入荷物の貸渡しと引取保証	三六
-------------------------	----

一 荷物の貸渡し (三六六)	二 荷物引取保証 (三七六)	三 航空荷物に対する引取保証 (三七〇)
----------------	----------------	----------------------

第三章 送金為替	三〇
----------------	----

第一節 外国送金為替の意義としくみ	三〇
-------------------------	----

一 外国送金の意義 (三〇〇)	二 法的な制限 (三〇〇)	三 送金為替の種類 (三〇一)	四 支払資金手当てのしくみと方法 (三〇二)
-----------------	---------------	-----------------	------------------------

第二節 仕向送金	三六
----------------	----

一 送金依頼の受付け (三六六)	二 郵便送金 (三六七)	三 電信送金 (三六九)	四 送金小切手 (二九)
(二九)	五 送金の組戻し (取消し) (三六五)		

第三節 被仕向送金	二四
-----------------	----

一 送金の接受 (二五四)	二 受取人への通知と支払いの実行 (二五六)
---------------	------------------------

第四節 支払停止	二七
----------------	----

一 被仕向送金の場合 (二五七)	二 仕向送金の場合 (二五七)
------------------	-----------------

第五節 旅行小切手	二六
-----------------	----

一 しくみと意義 (二九)	二 旅行小切手の売却 (二九)	三 旅行小切手の買取り (三〇〇)
---------------	-----------------	-------------------

第六節 旅行信用状	100
一 しくみと意義 (100)	
二 旅行信用状の發行 (101)	
三 旅行信用状に基づく手形の買取	
り (101)	
第七節 外貨小切手の買取および取立て	103
一 外貨小切手の種類 (103)	
二 銀行小切手 (103)	
三 個人小切手 (104)	
第四章 外国貨幣の売買	105
第一節 外国貨幣売買の特殊性	105
第二節 外国貨幣の買取	105
第三節 外国貨幣の売却	107
索引	108
卷末	

外国為替讀本

第一部 外国為替概論

第一章 外国為替の意義

第一節 外国為替とは

世界には多くの国があり、各国はそれぞれ自国の領域内で流通するおカネ（法貨＝Legal Tender）をもっている。法的には完全な独立国ではない自治領や植民地などでも独自のおカネを使っているところが多い。日本のおカネが「円」であり、アメリカは「ドル」、イギリスは「ポンド」であることはたいていの人が知っているだろう。けれども、なかにはそれほど有名でないおカネもある。ブラジルのおカネは「クルゼイロ」(Cruzeiro) だ。」「ドラクマ」(Drachma) という怪獣のような名前のおカネがギリシャでは流通している。アフリカのザンビアへいけば「クワッチャ」(Kwacha) という舌をかみそうなおカネがある。

これらのおカネには法貨としてその国の領域内では強制的に通用する法律的裏づけがあるのが普通であり、それゆえにその領域内では一般に広く使用され、受け入れられているのである。けれども国境を越えたとたんその国のおカネは神通力を失ってしまう。日本では大いばりで通用する一万円札もアメリカへいって買物に使うことはできない。世界でもっとも有名であり価値の認められているア

アメリカのドルも、通常そのままの形ではヨーロッパへもって行って使うわけにはいかない。

このことはたんにオカネ、つまりお札や硬貨のような現金通貨のみならず、預金通貨についてもあてはまる。ドイツの銀行にドイツ・マルクの当座預金をもっている人がその預金残高引当てに小切手を振り出しても、日本の商店はそれを受け取らないだろう。

ところが現実の経済活動においては通貨の受払いは一国の領域内のみで起こるわけではない。鎖国時代はいざ知らず、今日のように国際貿易・国際金融の発達した世の中では、商品は貿易を通じて国境を越えて売買されるし、人と人、会社と会社との経済的つながりは広く全世界にゆきわたっている。そしてこうした貿易やその他の経済行為の結果として、外国との間におカネの支払いや受取りを行なわなければならない場合が数多く起こってくるのである。

いま、A国からB国へ支払いを行なう場合を考えてみよう。支払いを行なう原因がB国からA国へ輸出された商品の代金であるか、A国が借り入れた資金の返済であるか、あるいはそのほかの原因であるかは問題ではない。支払いはA国の通貨、B国の通貨、第三国C国の通貨のいずれかにより行なわれるが、いずれの場合にもどこかで通貨の交換が行なわれる必要がある。A国通貨を受け取ったB国の受取人はそのままでは自国で使えないA国通貨を自国通貨に交換しなければならない。同様にB国通貨を支払おうとするA国の支払人は自分のもっている自国通貨と交換にB国通貨を手に入れなければならない。C国通貨が使用される場合には支払人、受取人ともにC国通貨と自国通貨との交換を行なわなければならない。

外国為替のもっとも基本的な性格はこの通貨と通貨の「交換」という点にある。外国為替という言葉は実に多くの意味に使われているが、通貨の交換、むずかしいえば、ある通貨で表示された金銭債権と他の通貨表示金銭債権との交換がその本質であるということが出来る。こういふと、外国為替

とはひどく簡単なものに思える一方、それでは一般に外国為替という言葉からすぐ連想される為替手形とか送金小切手、あるいは信用状などはいったいなんだろうという疑問が出てくる。この点を明らかにするために金銭債権の交換というこの意味をもう少し詳しく調べてみなければならない。

普通、交換といえば品物と品物とを相互に引き渡し合うことである。ところが金銭債権というのは抽象的な概念であるからそのまま引き渡すことはできず、必ず債権を化体する物——通常の場合「証券」の性格をもつ紙片——の引渡しという形をとらざるをえない。たとえば一ドルの債権を引き渡そうとすれば、一ドルの紙幣、小切手、手形などを引き渡すのが普通である。それ以外にも一ドルの債権を表わすものであれば、預金証書、借用証文、請求書、株式、なんでもよい理屈であるが、確実性、流通性などの観点からもっとも普遍的に使われるのは手形ないしはこれに類する信用証券である。

したがってこういう手形、小切手や支払指図書などは、交換した金銭債権の引渡しのための手段であるということが出来る。そして、これら証券類が外国通貨表示の債権を化体している場合、その証券そのものも外国為替という名で呼ばれている。この場合の外国為替は、交換を意味する抽象名詞ではなく、外貨債権を表わす手形など具体的な形をもった普通名詞である（英語では前者を Foreign Exchange＝単数、後者を Foreign Exchanges＝複数と区別して呼ぶが、日本語には単複の区別がないため後者のことを外国為替手段あるいは外国為替証券などということがある）。そして、外国為替手段を自国通貨と交換する行為を、ちょうど商品の売買と同じ形であるため、外国為替を売買すると称している。

さて、ここでもう一度交換という言葉に戻ろう。交換とは二つの品物を相互に引き渡し合うことであると述べたが、これは二つの物が「同時に」引き渡されることを前提としている。外国為替においても交換される金銭債権は同時に相手方に引き渡されなければならない。旅行者が銀行の窓口で米ド